

令和8年度農業研修生海外派遣事業京都府推薦応募者選考実施要領

令和8年4月28日制定

1 趣旨

令和8年度農業研修生海外派遣事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、優れた農業技術、経営管理、販売技術等を修得することで国際社会に精通した、将来の本府農業・農村を担う人材を育成するため、公益社団法人国際農業者交流協会（以下「協会」という。）の実施する農業研修生海外派遣事業の海外農業研修（以下「研修」という。）において研修生として推薦する者を選考する。選考の実施に関しては、実施要領に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 応募の要件

この要領による選考に応募する者（以下「応募者」という。）の要件は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 実施要領の第3に規定される応募者の資格を満たす者
- (2) 研修終了後に、京都府内において農業又は農業関連産業に従事する予定である者
- (3) 研修コース「アメリカ」又は「ニュージーランド」への参加を希望する者

3 募集人数

募集人数は若干名とする。

4 応募の期間

選考の募集期間は、令和8年5月15日（金）から6月15日（月）までとする。

5 応募の申請

応募者は、前項の募集期間内に以下の書類を農林水産部農産課農業応援伴走支援係宛てに持参または郵送（消印有効）することにより、応募申請を行う。

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 健康診断書（様式2）

なお、申込書及び健康診断書は応募者自らが協会ホームページからプレエントリー（オンライン仮申し込み）することで入手する。

6 選考方法

選考方法は、以下のとおりとし、推薦の可否は別紙「審査票」により行う。

(1) 書類審査

申込書（様式1）及び健康診断書（様式2）の記載内容から、応募要件を満たしているか審査する。

(2) 面接審査

応募の動機、語学力、研修後の計画等について、面接を行う。

7 選考員

選考員の構成は以下のとおりとする。

- ・京都府国際農業者交流協会
- ・京都府農林水産部農産課農業応援伴走支援係
- ・京都府農林水産部経営支援・担い手育成課新規就業・人材育成係
- ・京都府農林水産部畜産課畜産振興係

農産課は、応募者の希望する研修内容に応じて選考員を選定することとする。

8 選考日程

令和8年6月18日（木）～令和8年7月15日（水）のいずれか

9 推薦の決定

選考により推薦することが決定したときは、別添様式第1号により速やかにその結果を応募者へ通知する。

10 協会への推薦応募

前条で推薦を決定した応募者について、実施要領の5の（3）により推薦書を作成し、協会への推薦応募を行う。ただし、派遣の可否は協会が実施する選考により決定される。

別添様式第1号

8農産第 号
令和8年 月 日

〇〇 〇〇 様

京都府農林水産部長

令和8年度農業研修生海外派遣事業における推薦について（通知）

標記の件について、公益社団法人国際農業者交流協会長あて貴殿を推薦することに決定いたしましたので、通知します。

なお、今後の選考日程等については、同協会から別途通知されることを申し添えます。

(別紙)

審査票

審査者名：

氏名		希望コース	アメリカ・ニュージーランド
審査内容	審査項目		評価
書 類 ・ 面 接	(1) 志望動機		
	(ア) 海外研修への応募目的が明確かつ適切であるか。		可・不可
	(イ) 研修で専攻する業種について、十分な知識を有するか。		可・不可
	(ウ) 応募目的が希望する研修コースや業種に合致するか。		可・不可
	(2) 研修終了後の発展性		
	(ア) 本府で農業に従事する意思があるか。		可・不可
	(イ) 帰国後の計画が明確であるか。		可・不可
	(ウ) 本府地域農業への貢献活動を行う意欲を有するか。		可・不可
	(3) 語学力		
	(ア) 基礎的な英会話力を有しているか。		可・不可
(イ) 外国語を学ぶ強い意欲があるか。		可・不可	
(4) その他			
(ア) 心身共に健全であるか。		可・不可	
(イ) 普通自動車運転免許 (AT 限定は不可) を有しているか。		可・不可	
(ウ) 本研修に対し、家族など周囲の理解は得られているか。		可・不可	
所見			
推薦の可否	可 ・ 不可		